

# 在宅医療とは？

外来や入院でなく、自宅などの生活の場で、診療や治療、処置などを行うのが「在宅医療」です。

おもに病院への通院がむずかしい患者さんが、医師や看護師、リハビリ従事者などに、自宅または入居施設に来てもらい、医療の継続や支援を受けることをいいます。



## 在宅医療のイメージ

### 在宅患者

自宅などの生活の場で日常的に医療および介護支援を受けます

医師による病状の診察や医療処置、薬の処方などのほか、看護師による診療の補助と療養上の世話、介護ヘルパーによる日常の生活支援、理学療法士による機能回復リハビリなど、在宅でも医療・介護サービスを受けることができます。

また、場合によっては歯科医師、薬剤師、栄養士などの訪問を受けることも可能です。



### かかりつけ医

全人的・維持的な治療を行います

ふだん通院して行うような日常的な治療、健康管理を、自宅に訪問して行います。かかりつけ医や看護師、ホームヘルパーなどが協力して、住み慣れた場所での全人的なケアやサポートをします。

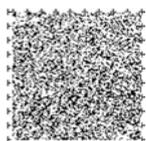


在宅患者の医療情報の共有・提供など、連携をとって治療・管理にあたります。

### 病院

入院による治療を行います

症状が悪化して容体が急変したり、検査が必要になったときなど、必要に応じて専門の病院に入院（通院）し、医療を受けることができます。



## 住み慣れた自宅や施設で療養生活を送ることができます

超高齢社会を反映し、いま、長期の療養生活を行っている人が大勢います。現状は、そのほとんどが病院での入院生活になりますが、病院ではなく、在宅医療や看護・介護などのさまざまなサービスを利用して、住み慣れた自宅や施設で療養生活を送ることも可能です。最近では、この在宅での療養生活を希望する人が増えています。

### 「往診」とどこが違うの？

訪問診療も往診も在宅医療に含まれますが、訪問診療は、定期的に訪問して行う医療処置で、往診は、おもに急変時などに不定期に行う治療をいいます。

この「訪問診療」と「往診」を合わせて、在宅医療と考えることができます。

## 在宅医療のメリット・デメリット

### メリット

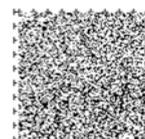
通院や入院の負担や不安から解消され、自宅など住み慣れた場所で療養生活を送ることができます。また、患者や家族と主治医（地域のかかりつけ医）との信頼関係が築きやすく、ほかの医療機関との連携で、必要に応じた検査や入院なども含めた 24 時間体制の療養ができます。

医療だけでなく、介護などほかの分野の専門職との連携でトータルサポートが受けられます。



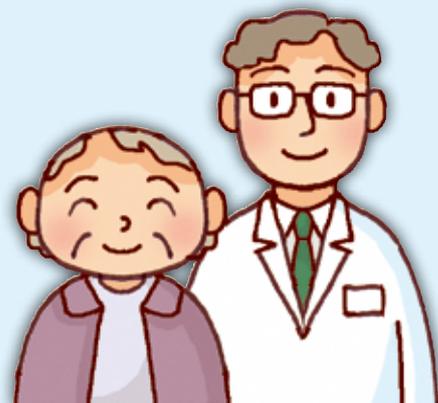
### デメリット

在宅でできる治療方法には限度があります。また、緊急時の際は至急で対応してもらうことが困難なことがありますので、かかりつけ医や訪問看護師などと事前によく相談する必要があります。



# みんなで支える在宅医療

在宅で病気を治療しながら安心して療養生活を送ることができるようにするために、医師だけでなく看護師、薬剤師、栄養士、理学療法士などのほか、ケアマネジャー、ホームヘルパーなどが連携し、患者さんのみならず家族や介護者も含めて在宅医療を支えています。



## いろいろな職種の人たちのサポートで安心して療養生活を送ることができます



### かかりつけ医・病院医師

→P6

ふだんの訪問診療は、近くの診療所（在宅療養支援診療所等）のかかりつけ医、状態が悪化して治療が必要になったときは病院の主治医が、状態に応じて医療ケアを担当します。

かかりつけ医と病院の医師が連携することにより、安心して医療を受けることができます。



### 看護師・訪問看護師

→P10

医師の指示に基づいた医療処置、血圧・体温・脈拍など健康状態の確認、入浴や排泄<sup>はいせつ</sup>などの療養生活の支援、栄養指導、リハビリテーションなどを行います。



### 薬剤師

→P18

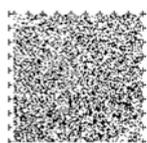
かかりつけ医の指示に基づく処方せんの調剤、医薬品や衛生材料の供給、薬の飲み合わせなど薬歴管理、薬の効果などの説明、服薬指導、服薬状況と保管状況の確認などを行います。



### 歯科医師・歯科衛生士

→P19

口腔内の診察、虫歯・歯周病の治療、入れ歯の製作・調整、口腔内の清掃、誤嚥<sup>ごえん</sup>防止の指導・訓練など、訪問により継続的な口腔機能の維持、管理を行います。





## ケアマネジャー

→P13

介護支援専門員ともいい、介護が必要になった場合、要介護者や家族からの相談を受け、ケアプランを作成したり、介護サービス事業者との調整などを行います。



## リハビリテーション専門職

→P14

理学療法士は起き上がりや歩行などの動作改善を促し、作業療法士は身のまわりの動作や余暇など生活行為の改善、言語聴覚士は会話や食べる機能の改善のための運動などを行います。

医師の判断と指導のもと、リハビリテーション専門職が訪問して、機能訓練などを行うのが訪問リハビリテーションです。



## ホームヘルパー（訪問介護員）

→P16

自宅に訪問して、食事の準備や調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取りなどの生活援助や食事や入浴の介助、オムツ交換、衣類の着脱介助、洗髪などの身体介護を行い日常生活の支援を行います。

医療的な処置を行うことはできません。



## 管理栄養士

→P17

かかりつけ医の指示のもと病気・治療・身体の状態に合わせて適切な食事内容や形態などを助言します。食事量や栄養の確認、食生活プランの提案などを行います。



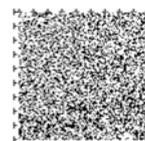
## 医療ソーシャルワーカー

医療機関内の相談員として、経済的・心理的・社会的な問題についての相談、退院後の相談、入院費の相談、病院内や関係機関との調整や支援を行います。



## 保健師

高齢者福祉課や保健センターの保健師は、医療に関することやご本人やご家族のこころとからだの健康に関わる相談を受け、関係機関との調整や支援を行います。在宅医療に関わる専門スタッフと連携して対応しています。



# 在宅医療を受けられる人

幼児から高齢者まで、どのような障害でも在宅医療を受けることはできます。現状では、高齢者、おもにがんや脳卒中、難病など重い病気の人、ねたきりになった人など、通院が困難な状態で在宅医療を希望する人が利用しています。在宅医療が可能かどうかの判断は、主治医が行います。



## 在宅医療の相談は

### 入院していない場合

→かかりつけ医  
お近くの在宅介護支援センター  
高齢者福祉課



### 入院している場合

→病院の医師、看護師  
医療相談室  
(退院調整看護師や  
メディカルソーシャルワーカー)



訪問看護を受けたいときは、まずは、かかりつけ医に相談しましょう。

訪問介護を受けたいときは、お近くの在宅介護支援センターまたは高齢者福祉課に相談しましょう。

## 在宅で受けられる医療

医療者が自宅を訪問して行う医療行為はとくに制限はなく、加入の医療保険を利用してご自宅でも医療を受けることができます。

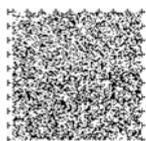
一部の治療は、患者本人および家族での管理が健康保険で認められています。



## どんな医療が受けられるの？

**医療者の訪問により、在宅で医療を受けることができます！**

医師や看護師などの医療者が自宅や入居施設を訪問して診察や治療を行う場合、在宅でも定期的な訪問診療と緊急時の往診で、一通りの医療を受けることができます。



## 加入の医療保険が利用でき、かかった医療費の1～3割を自己負担

在宅医療は、加入の医療保険や介護保険など、いろいろな保険を利用して受けることができます。原則として、かかった医療費の1～3割が自己負担分となります。

ただし、医療保険の種類や所得、年齢などによって異なり、医療費が高額になった場合は、限度額を超えた分が高額療養費として支給される制度などもあります。

くわしくは、加入の医療保険に確認しましょう。

## 患者および家族が自宅で日常的に管理できる治療法があります

医療者がいない場合に、患者本人や家族だけで管理することが医療保険で認められている治療法もあります（在宅療法）。

診療報酬点数に規定されている在宅療法は下の表に示しています。

医師や看護師の定期的な訪問診療に加えて、患者本人と家族が日常的に管理することで、安心して在宅療養を続けていくことができます。

| 在宅療法名          | 詳細   |  |
|----------------|--|--|
| 呼吸補助療法         | 呼吸機能に障害がある場合に、呼吸の補助をする治療です。<br>●在宅酸素療法 (HOT)<br>●在宅人工呼吸療法 (HMV)<br>●在宅陽圧呼吸療法 (NPPV) ※ など   | ※マスクなどを使用して空気を送り込む呼吸補助療法  |
| 栄養補助療法         | 食事が困難な場合に、栄養を摂取するための療法です。<br>●在宅中心静脈栄養療法 (HPN)<br>●在宅成分栄養経管栄養法 (HEN) など                    |                           |
| はいせつ<br>排泄補助療法 | 自力で排尿、排便ができない場合、その補助を行います。<br>●在宅自己導尿療法<br>●持続導尿 (バルンカテーテル)<br>●人工肛門 など                    |                           |
| 補助腎臓療法         | 腎不全の場合、在宅での人工透析療法が認められています。<br>●血液透析 (在宅血液透析療法)<br>●腹膜 <sup>かんりゅう</sup> 灌流 (在宅自己腹膜灌流療法) など |                           |
| 在宅注射療法         | 特定の疾患で、一部の薬剤の在宅使用が認められています。<br>●中心静脈栄養製剤<br>●インスリンなどのホルモン製剤<br>●モルヒネなどの鎮痛製剤 など             |                           |

## 在宅で使われる専門の医療機器

在宅医療で下記のような専門の医療機器が必要になることもありますが、医師や看護師により、使用法の指導、カテーテルやチューブ類の交換などのサポートを受けることができます。

■人工呼吸器 ■酸素濃縮器、カニューラ、パルスオキシメーター ■点滴用機材、点滴用ポンプ ■カテーテル用注射器、経管用ポンプ ■カテーテルチップ ■吸引器、吸引カテーテル

